

東京アプレイザルニュース

2023年7月号

発行/株式会社 東京アプレイザル

東京都新宿区高田馬場 1-31-18 高田馬場センタービル 3F

TEL : 03-3208-6271 FAX : 03-3208-6255

URL : <https://t-ap.jp/> E-mail : tap-info@t-ap.jp

文責/会長 芳賀 則人 一般社団法人相続知識検定協会代表理事

【子供には残さない（使い切る）相続を提唱するコンサルタント】

相続の専門家を挙げよといわれると、相続税の申告は税理士の独占業務であり、遺産分割協議など相続人間の争いや調整に関与する時などは弁護士です。また、自宅などの不動産は登記が必要なことから司法書士ということになります。資産家や地主といわれる人々の多くは、豪壮な自宅の他に収益目的の賃貸不動産・貸地（借地人がいる）・駐車場・別荘等を所有しています。そのため不動産業者、建設会社、不動産鑑定士、行政書士、土地家屋調査士等が寄ってたかって関与することになるのです。

また、相続に関わる周辺分野の金融機関、保険会社、証券会社、ビジネス出版社、葬儀社、FP、遺品整理会社、終活コンサル、等々いわゆる相続コンサルタント業界が脇を固めており、いわゆる相続ビジネスは隆盛を極めてきたといっても過言ではありません。

かくいう私は、平成12年にNPO法人相続アドバイザー協議会(平成25年まで理事長を勤めた)を創設した張本人であり、それをやる動機として、相続業務は一人の専門家では到底できるものではなく、専門家が複数集まったチームでなければより良い解決策や結果は生まれないと思ったからです。そのために、品の良い(笑)専門家を養成しようと思ったのです。また、各士業の人々(私を含め自分たちの業務が一番だと思っている人々なので)に、他士業や他の業界はどのような仕事内容なのかについて、気付いてもらうためでもありました。

これにより、自分の領分だけでは相続は完結しないという謙虚な気持ちを、それぞれが持つことが出来たのではないかと自負しています。

さらに、遺言書ビジネス(といってもいいの?)の最高峰は公証人です。いわずと知れた公正証書遺言は、公証役場で作成するのですが、これを勧める世の中の風潮はもう止まりません。

私もセミナー等の講師を務めるときは、当然のように「遺言書を是非書いておきましょう、できれば自筆証書遺言ではなく、安全な公正証書遺言にしましょう」と訴えてきた者です。何故か。それは、家裁での検認手続きが不要であるから、また、遺言の無効や改ざんの危険性がほとんどないからというのが理由です。

これを書くことによって、「子供達には応分の相続財産を残し、争続のない円満な相続を迎えられます」ということが結論です。

しかし、これらの風潮に真っ向から挑もうとしている専門家がいます。私とはかれこれ 30 年の付き合いのある不動産コンサルタント、株式会社ハート財産パートナーズ社長の林弘明氏(75 歳)です。本人も、この 30 年間は上記のような相続コンサルティングを実践してきた人です。その人がこの 2 年間で宗旨替えしたというのです。「子供にはそれなりの財産を渡してもいいが、あまりに多額の財産は残すな」というのです。かつ、「遺言書など書く必要はない」というのです。遺言書がなければ配偶者には法定相続分が、子供達には均分で相続させることになります。しかし、これだと私のような不動産の専門家としては問題があると考えます。

お父さんの財産は自宅 1 億円。銀行預金 1000 万円の場合。相続人は母親、息子と娘で合計3人とします。遺言書がないと、分割協議を 3 人で決める必要があります。母親がいればまだ抑えが効くからそんなには揉めないでしょう。そうしないと自宅の相続登記が出来ないからです。だから、普通一般人の相続はやはり遺言書はあった方が良いでしょう。しかし、これがいわゆる二次相続なら、兄妹の分割協議なら簡単です。自宅を売却して山分けすればよいのです。ただし、兄が母親と同居していると厄介です。兄嫁さんがいると特にその人の意見も聞く必要があります。

林さん曰く「タナボタ財産」は人間をダメにする。バカ息子やバカ娘になるのだからと。

確かに親の財産をあてにするのは分からなくもありませんが、私の場合はどうでしょうか。私の父親は 33 年前 63 歳で亡くなりましたが、若い頃より病弱なこともあり財産らしいものは全く残しませんでした。しかし、とにかく他人の面倒見が良い好人物でした。一人息子の私を溺愛してくれました。その背中を見て育ち、今の自分があると思っています。無形な財産でしたが、何よりの財産だと感謝しています。

自分で稼いで築いた財産は生前に自由に使う、配偶者がいれば豪華客船の海外旅行に行く、あるいは好きな趣味に打ち込む。自分がお世話になった学校や公共団体に寄付をするなど。稼がせてくれた社会に還元する等、使い切る人生もいいのではないかと深い人生訓でもあります。

株式会社 東京アプレイザル

〒102-0084 東京都千代田区二番町 5-5
番町フィフスビル 4F

TEL:03-6261-9030 FAX:03-6261-9032

メール: tap-info@t-ap.jp

7月10日より左記に移転します。近くにお越しの際は遊びに来てください!

